

監査委員公表第613号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月1日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	末	宗	秀	雄
大分県監査委員	吉	岡	美	智子

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成28年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の18地方機関（振興局及び土木事務所）、企業局及び病院局について、平成29年4月11日から7月11日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した20機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり14機関において、6件の指摘事項及び21件の注意事項があった。

その他の6機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(総務部)	
北部振興局	公用車の車検に要した経費の支払について、著しく遅延している事例が多数認められた。
(土木建築部)	
豊後高田土木事務所	港湾施設の使用料、道路占用料等について、異なる区分の使用料単価により算定するなど、過小又は過大に調定のうえ収納していた事例が複数認められた。
別府土木事務所	地盤変動影響建物等事前調査委託業務契約について、調査対象面積の増加に伴い変更契約が必要であったにもかかわらず、変更契約を行っていない事例が認められた。
佐伯土木事務所	港湾等維持補修業務委託について、長期にわたり契約を締結することなく、業者に業務を行わせている事例が認められた。
	佐伯港県営2号上屋の管理について、許可をしていない場所が使用されており、公共施設として必要な管理が行われていない事例が認められた。
(病院局)	
病院局	学会の参加費について、資金前渡職員が精算時に領収書を提出しなかったため、他の職員が別の領収書を基に作成した証拠書類を添付し、精算手続きを行っている事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(総務部)	
東部振興局	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
豊肥振興局	職員住宅使用料について、月の途中で入居した者の使用料を過大に徴収している事例が認められた。
	外部講師の旅費について、航空賃の領収書等を提出させていないなど、旅費事務に適正を欠く事例が複数認められた。
西部振興局	特殊勤務手当について、用地交渉業務に従事した又は従事していない職員に対して、手当を支給していない又は過大に支給している事例等が認められた。
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
北部振興局	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
(土木建築部)	
別府土木事務所	通勤手当について、休暇の取得により月の初日から末日まで通勤の事実がないにもかかわらず、当該月分の手当を支給していた事例が認められた。
大分土木事務所	使用実態が把握されていない電灯等について、長期間にわたり電気の使用がなく基本料金のみ支出されている事例が認められた。
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。

	道路占用許可について、工事の繰越により、許可期間後も継続して現場事務所として道路を占有しているにもかかわらず、期間の延長の許可をせず、占用料も徴していない事例が認められた。
白杵土木事務所	現金出納事務について、港湾使用料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
日田土木事務所	現金出納事務について、証紙収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
	通勤手当にかかる特別料金等加算について、高速道路利用回数が支給要件に達しなかったことから、翌月の通勤手当額を減額調整することとしていたが、実際には処理が完遂していなかった事例が認められた。
中津土木事務所	河川改修工事に伴う物件移転補償契約について、移転する立木の本数を誤り、過大に補償金を支出していた事例が認められた。
	動物死骸処理等作業手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が複数認められた。
	長期臨時職員の休暇欠勤処理について、年次有給休暇の付与を誤り、欠勤とすべきところを年次有給休暇とし、年次有給休暇とすべきところを欠勤とするなど、賃金を過大又は過小に支給していた事例が認められた。
宇佐土木事務所	現金出納事務について、証紙収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
(企業局)	
企業局	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
(病院局)	
病院局	県外旅費の支給について、旅費計算を誤り過大に支給している事例が認められた。
	特殊勤務手当について、特別診療業務や分べん業務の実績確認が不十分であったことから、過大又は過小に支給している事例が認められた。
	自らが排出した器械備品を産業廃棄物として処分するにあたり、法律で義務づけられた書面による契約を行わないまま産業廃棄物管理票を交付し、他人に運搬及び処分をさせている事例が認められた。

3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
東部振興局	平成29年5月17日から平成29年5月19日まで、平成29年6月16日
中部振興局	平成29年6月13日から平成29年6月15日まで、平成29年7月11日

南部振興局	平成29年5月31日から平成29年6月2日まで、平成29年6月29日
豊肥振興局	平成29年5月10日から平成29年5月12日まで、平成29年6月8日
西部振興局	平成29年5月24日から平成29年5月26日まで、平成29年6月23日
北部振興局	平成29年5月17日から平成29年5月19日まで、平成29年6月14日
豊後高田土木事務所	平成29年4月27日から平成29年4月28日まで、平成29年5月31日
国東土木事務所	平成29年4月27日から平成29年4月28日まで、平成29年5月31日
別府土木事務所	平成29年4月20日から平成29年4月21日まで、平成29年5月24日
大分土木事務所	平成29年4月19日から平成29年4月21日まで、平成29年5月24日
臼杵土木事務所	平成29年4月11日から平成29年4月12日まで、平成29年5月15日
佐伯土木事務所	平成29年4月13日から平成29年4月14日まで、平成29年5月15日
豊後大野土木事務所	平成29年4月13日から平成29年4月14日まで、平成29年5月16日
竹田土木事務所	平成29年4月11日から平成29年4月12日まで、平成29年5月16日
玖珠土木事務所	平成29年4月25日から平成29年4月26日まで、平成29年5月30日
日田土木事務所	平成29年4月25日から平成29年4月26日まで、平成29年5月30日
中津土木事務所	平成29年4月17日、平成29年4月19日、平成29年5月23日
宇佐土木事務所	平成29年4月17日から平成29年4月18日まで、平成29年5月23日
企業局	平成29年6月6日から平成29年6月8日まで、平成29年6月30日
病院局	平成29年6月6日から平成29年6月8日まで、平成29年6月29日